

歯科技工士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名
作成者:	役職名	氏 名	

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
1 教員等に関する事項			
(1) 専任教員の配置は各学年各学級ごとに配置し、他に専任教員である教育に関する教務主任(歯科医師又は歯科技工士)が1名置かれているか(夜間併設の場合は課程毎に配置されているか)	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号 指導要領第4-1、4-2、4-3	
(2) 指定規則別表の各教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち三人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員であるか	適 □ 否 □	指定規則第2条第4号	
(3) 昼間と夜間が併設されている場合は、課程毎に専任教員を配置しているか	適 □ 否 □	指導要領第4-1	
(4) 教育上必要な教員数を確保しているか	適 □ 否 □	指導要領第4-4	
(5) 一教員当たりの教育担当時間数が過重になっていないか	適 □ 否 □	指導要領第4-5	
(6) 教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能を有する者又は教育の経歴のある者か(歯科医師、歯科技工士、高等学校教員etc)	適 □ 否 □	指導要領第4-6	
(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	適 □ 否 □		
(8) 専任教員の出勤状況は学校開講日の少なくとも8割以上は勤務している常勤であるか	適 □ 否 □		
2 学生に関する事項			
(1) 入学資格の審査は確実に行われているか(卒業証明書、卒業見込証明書etc)	適 □ 否 □	指導要領第3-2	
(2) 1学級の定員30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第5号、指導要領第3-1	
(3) 1学級に定員が省令に定める定員数を超過する場合は、学生数に応じた教育体制が確保されているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第5号、指導要領第3-1	
(4) 入学者の選考は厳正に行われているか ※複数面接、筆記試験、合格基準etc	適 □ 否 □	指導要領第3-3	
(5) 進級又は卒業に必要な成績の評価基準が明確になっているか	適 □ 否 □		
(6) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する諸記録が確実に保存されているか	適 □ 否 □	指導要領第3-6	
(7) 入学時期は厳正か、また途中入学が行われていないか	適 □ 否 □	指導要領第3-4	
(8) 出席状況が不良な者に対する進級又は卒業の措置は適切か	適 □ 否 □	指導要領第3-5	
(9) 健康診断等保健管理上、必要な措置がとられているか	適 □ 否 □	指導要領第3-7	
3 授業に関する事項			
(1) 学則に定められた学科課程は、指定規則別表に定める学科目が含まれており、かつ教育実施については、指導要領別添1に基づいて行われているか	適 □ 否 □	指定規則第2条第3号、指導要領第5-1	
(2) 授業は、教員の出勤簿等の書類により、授業状況が把握されているか	適 □ 否 □	指導要領第5-2	
(3) 授業は原則として、学級毎に行われているか	適 □ 否 □	指導要領第5-3	
(4) 夜間授業は適切であるか(照度等)	適 □ 否 □	(学校環境衛生基準)教室300ルクス以上(推奨500ルクス以上)	
(5) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか	適 □ 否 □		
(6) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業)	適 □ 否 □		
(7) 歯科技工実習及び歯科理工学実習は養成所内において実施されているか	適 □ 否 □	指導要領第5-4	
(8) 夜間の課程を設置する場合は、修業年限を3年以上とし、1日における授業時間は4時間を超えていないか	適 □ 否 □	指導要領第5-5	
(9) 単位の計算方法は適切であるか(1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間)	適 □ 否 □	指導要領第5-6(1)	
(10) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該教科の内容を修得していることを確認して行っているか(実際に行っている授業時間で算出)	適 □ 否 □	指導要領第5-6(2)	
4 施設設備に関する事項			
(1) 適正な数の専用である普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	適 □ 否 □	指導要領第6-1	
(2) 専用の基礎実習室、歯科技工実習室および歯科理工学検査室を有しているか	適 □ 否 □	指導要領第6-3	
(3) 各教室等の面積は定員に対して適正か(普通教室1.65㎡/人かつ最低24.75㎡ 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室は2.31㎡/人かつ34.65㎡以上)	適 □ 否 □	指導要領第6-2 指導要領第6-4	
(4) 基礎実習室、歯科技工実習室及び歯科理工学検査室には電気、ガス、水道及び換気等の設備が設けられているか	適 □ 否 □	指導要領第6-4	

歯科技工士養成所自己点検票

年 月 日 実施

養成所名	学科名及び課程名	科	課程
所在地	修業年限及び定員	年	名

作成者:	役職名	氏 名	
------	-----	-----	--

調 査 事 項	判定	関係法令等	備考
(5) 図書室は学生の図書閲覧に必要な閲覧機が配置され、図書を格納するために十分な広さを有しているか(おおむね20㎡以上)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第6-5	
(6) 更衣室(ロッカー室)、標本室、機械器具、材料等を保管する室を有することが望ましいこと	適 ☐ 否 ☐	指導要領第6-5	
(7) 铸造研磨室およびポーセレン室を有すること。(2つの室は他の実習室と併用しても差し支えない)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第6-5	
(8) 便所、給湯設備等が備えられ、校舎の各室は、採光、換気等が適当であり、学习上、保健衛生上および管理上ふさわしい環境であるか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第6-6	
(9) 敷地、校舎、その他諸設備は設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であるか	所有 ☐ 賃貸 ☐ 適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-4	
5 財政に関する事項			
(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	適 ☐ 否 ☐	指定規則第2条第9号	
(2) 養成所の経理は明確に区分されているか(養成所以外と)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-5	
(3) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が完備すること	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-6	
(4) 入学検定料、入学金、授業料及び実習費等は学則に定める額であり、寄付金等の名目で不当な金額を徴収していないか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-7	
6 事務に関する事項			
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年間、その他は5年間保存されていること	適 ☐ 否 ☐	(学校教育法施行規則第28条)	
① 学則 ☐ 日課表 ☐ 学校日誌 ☐ ② 職員名簿 ☐ 履歴書 ☐ 出勤簿 ☐ ③ 学籍簿 ☐ 出席簿 ☐ 健康診断に関する表簿 ☐ ④ 入学者選考及び在校者成績考査表簿 ☐ ⑤ 資産原簿 ☐ 出納簿 ☐ 予算決算に関する表簿 ☐ ⑥ 機械器具・標本・模型・図書その他の備品目録 ☐ ⑦ 往復文書処理簿 ☐			
(2) 事務職員は配置されているか(原則として専任)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第4-7	
7 実習用機械、器具、標本及び模型等			
(1) 教育に必要な機械器具、標本および模型は、指導要領別添2を基準として同時に実習を行う学生数に応じて備えられているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-1	
(2) 機械器具、標本、模型および図書は、毎年適当数を補充等しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-3	
8 図書			
基礎分野、専門基礎分野、専門分野に関する図書雑誌(1500冊以上)	適 ☐ 否 ☐	指導要領第7-2	
9 その他の備品			
机及び椅子(同時に授業を受ける学生数と同数)	適 ☐ 否 ☐		
10 その他変更申請及び届出、報告に関する事項			
(1) 変更承認申請は変更する日の6ヶ月前までに、知事あて提出しているか	適 ☐ 否 ☐	指導要領第2-1	
(2) 変更届は変更した日から1月以内に、知事あて届出をしているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第11条第2項	
(3) 毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	適 ☐ 否 ☐	施行令第12条	